

第5回円山川流域懇談会（令和7年度開催）

令和8年2月16日

資料3

気候変動を踏まえた計画の見直し及び 流域懇談会の今後の予定について

国土交通省 近畿地方整備局
豊岡河川国道事務所

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

○ 短時間強雨の発生増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられる。さらに今後、気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予測されている。

【平成27年9月関東・東北豪雨】



【平成28年8月台風第10号】



【平成29年7月九州北部豪雨】



【平成30年7月豪雨】



【令和元年東日本台風】



【令和2年7月豪雨】



【令和3年8月の大雨】



【令和4年8月の大雨】



【令和5年7月の大雨】

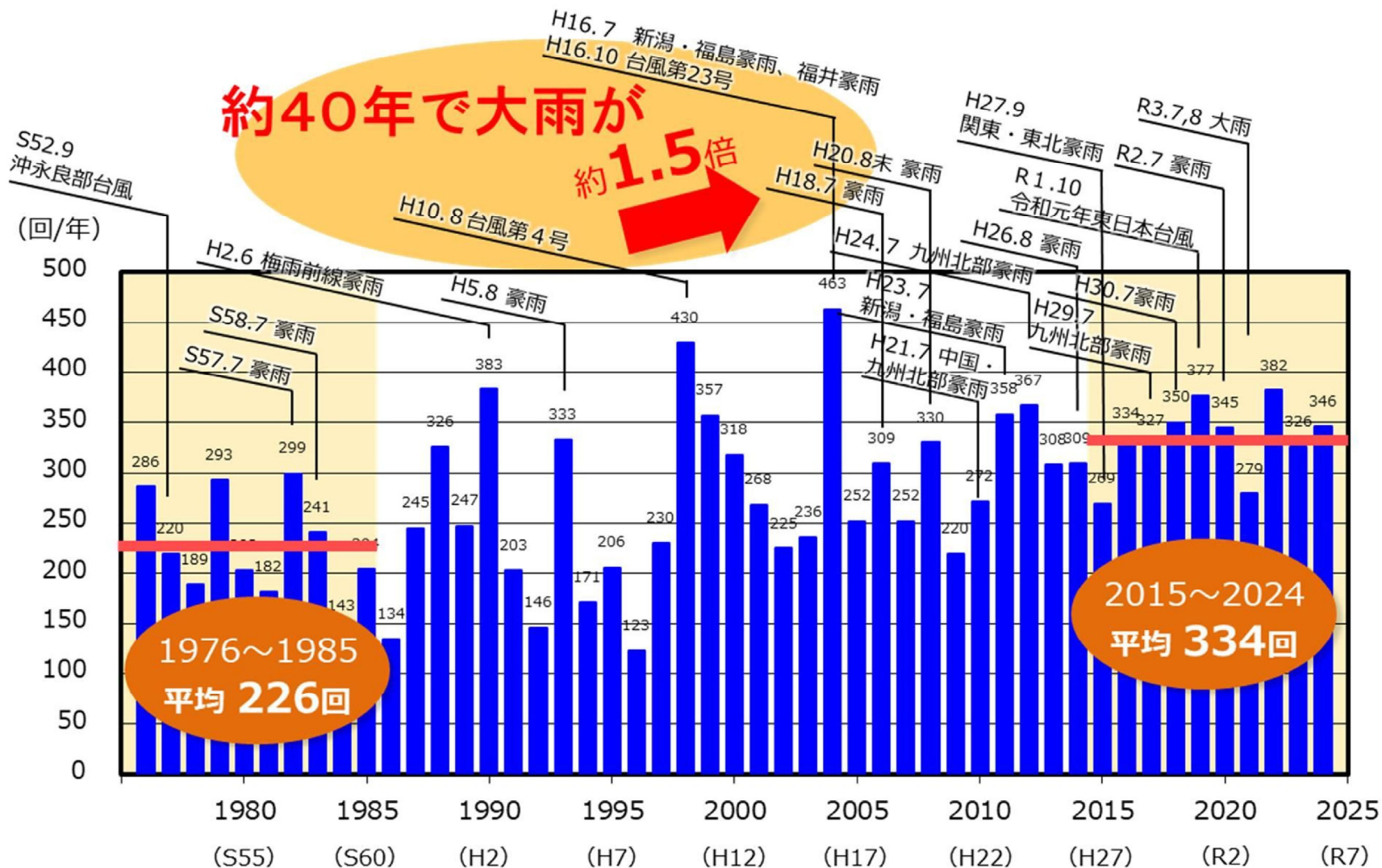


【令和6年9月の大雨】



近年、雨の降り方が変化

- 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加。
- 気候変動の影響により、水害の更なる頻発・激甚化が懸念。



1時間降水量50mm以上の年間発生回数（アメダス1,300地点あたり）
 *気象庁資料より作成
 （気象庁が命名した気象現象等を追記）

気候変動を踏まえた計画へ見直し

治水計画を、「過去の降雨実績に基づく計画」から
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、

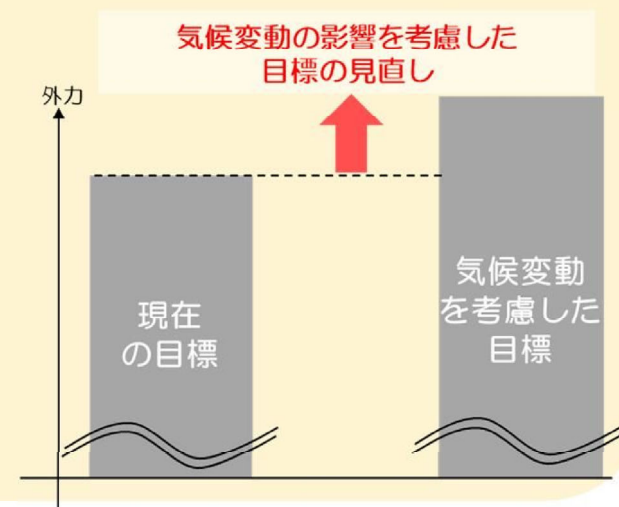
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

今後は

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇相当	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)

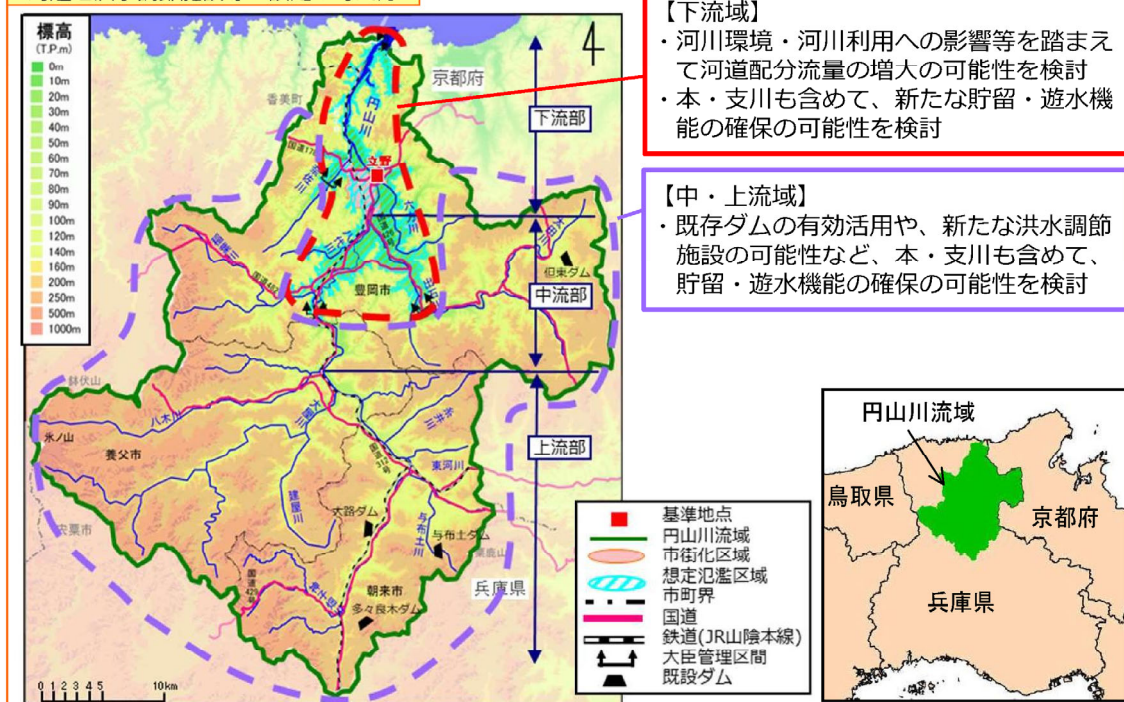


河川整備基本方針 見直し内容

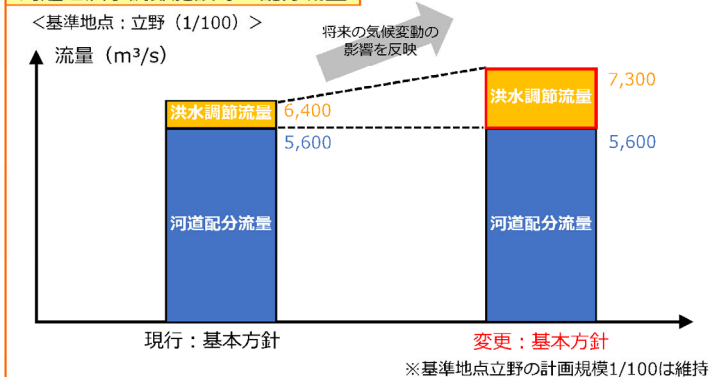
・ 気候変動を踏まえた「円山川水系河川整備基本方針」変更の概要(令和7年6月28日改定)

- 長期的な河川整備の目標となる洪水(基本高水)のピーク流量を、基準地点立野において $6,400\text{m}^3/\text{s}$ から $7,300\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $5,600\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- ため池の事前放流、田んぼダムの整備、雨水幹線・雨水貯留浸透施設の整備等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

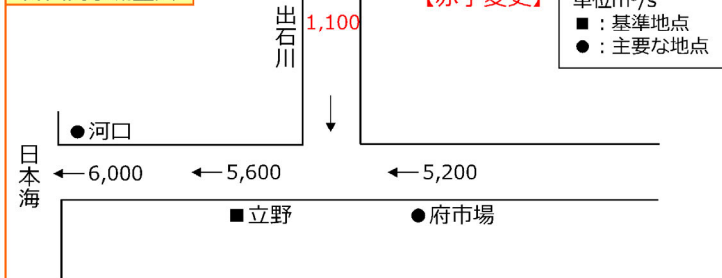
河道と洪水調節施設等の設定の考え方



河道と洪水調節施設等の配分流量



計画高水流量図



河道での対応

○ 狭窄部のわずかな平地に宅地や鉄道、主要道路があることから、山切り等による河道拡幅は困難である。また、河道内には多様な自然環境を有する高水敷等が存在することから、高水敷等の掘削は困難である。このため、河道配分流量を $5,600\text{m}^3/\text{s}$ で維持する。

洪水調節施設等での対応



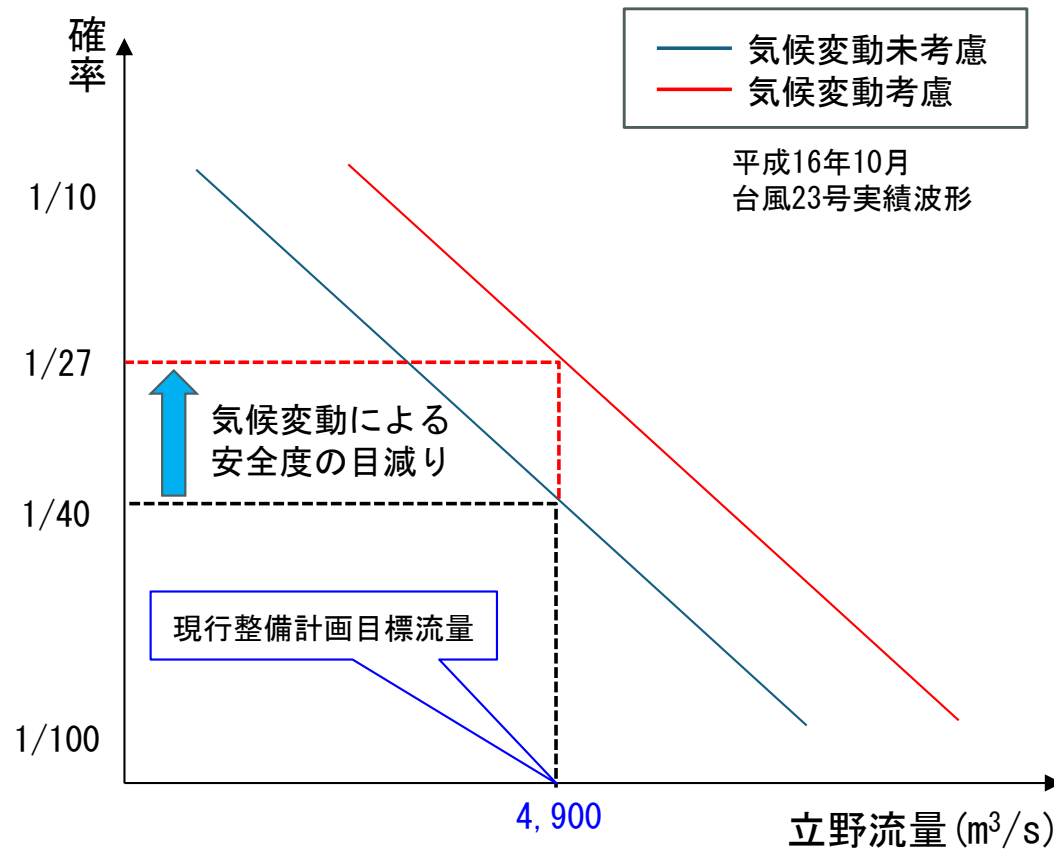
- 既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- 貯留・遊水機能の確保にあたっては、コウノトリと人が共生する環境の再生を目指し、湿地再生や河川と水田の連続性確保、良好な自然環境の保全・再生・創出を図る。

気候変動を考慮した場合の治水安全度

- 現行の河川整備計画の目標流量は、平成16年台風23号と同規模の洪水として、立野地点で $4,900\text{m}^3/\text{s}$ としており、気候変動前の治水安全度は $1/40$ である。
- 気候変動により降雨量が1.1倍となった場合の立野地点での流量 $4,900\text{m}^3/\text{s}$ を評価すると $1/27$ となる。



○ 気候変動を考慮すると治水安全度が目減り



整備目標流量の治水安全度イメージ図

- 円山川流域懇談会の目的は以下の事項について意見を述べることとなっている。
 - ① 河川整備計画に基づく事業の進捗状況の点検結果に関して意見を述べること
 - ② 整備計画の変更が必要と考えられる場合に整備計画の変更に関すること
- 進捗点検に加えて、新たな整備計画策定(変更)に向けて、来年度より整備計画審議を予定。

※円山川流域懇談会規約

(目的)

第2条 懇談会は、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置し、次の事項について意見を述べるものとする。

1) 河川管理者が実施する「円山川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下「整備計画」という)に基づく事業の進捗状況やそれらの点検の結果に関すること。

2) 上記結果から整備計画の変更が必要と考えられる場合、整備計画の変更に関すること。